

熊本県公告第148号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により建築士事務所の監督処分を行ったので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）3月23日

熊本県知事 木村 敬

1 監督処分をした年月日

令和8年（2026年）3月12日

2 監督処分を受けた建築士事務所の名称

コンフォートハウス株式会社 C&Fデザイン・ラボ 一級建築士事務所

3 監督処分を受けた建築士事務所の所在地

熊本市東区健軍本町1番8号

4 監督処分を受けた建築士事務所の開設者の名称及び代表者氏名

コンフォートハウス株式会社 代表取締役 荒木 雄一郎

5 監督処分を受けた建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

6 監督処分を受けた建築士事務所の登録番号

熊本県知事登録第3132号

7 監督処分の内容

戒告

8 監督処分の原因となった事実

熊本県内の建築物について、建築士事務所の開設者が建築士法第24条の7第1項及び同法第24条の8第1項の規定に違反した契約を行った。